

台風・大雨時における訓練の取扱い

1 台風・大雨時の取扱い

- (1) 午前7時の予報（やむを得ず7時以前に自宅を出る方は直前の予報によること）で、熊本市または合志市に暴風警報が発令されており、かつレベル3氾濫^{※1}警報またはレベル3大雨警報のいずれかが発令されている場合は、午前の訓練（1時限目から3時限目まで）を中止する。
- (2) 午前10時時点でも上記(1)の警報が継続している場合は、午後の訓練（4時限目から6時限目まで）も中止する。
- (3) 訓練開始以降に警報が発令された場合は、諸般の事情を考慮して訓練を中止することがある。

- 2 熊本市または合志市においてレベル4危険警報（氾濫^{※1}、大雨）、レベル5特別警報（氾濫^{※1}、大雨）または特別警報（暴風、大雪、暴風雪）^{※2}のいずれかが発表された場合は、上記1の(1)(2)(3)を準用する。

- 3 上記1, 2に該当せず訓練を実施する場合であっても居住地または通所途上の地域において、自治体から警戒レベル4避難指示または警戒レベル5緊急安全確保が発令される等、身体の安全が確保できない場合には無理に出席せず、身体の安全の確保を優先すること。

- 4 上記1にかかわらず、台風進路や線状降水帯発生が確定している場合、身体の安全を確保する必要がある場合等でポリテクセンター熊本が判断したときは、あらかじめ訓練の中止を決定することがある。

- 5 訓練中止時の訓練生は、自宅待機をしておくこと。
なお、訓練中止に伴う振替等は、調整の上別途周知する。

※1 河川氾濫については、白川が対象となります。

※2 「特別警報」が発令された場合、ただちに命を守る行動をとってください。

【参考1】レベル4危険警報とは（引用元：気象庁ホームページ）

地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。

【参考2】レベル5特別警報とは（引用元：気象庁ホームページ）

地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生または切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。